

正しい納税で明るいくらしを

所得税・県市民税・事業税

申告期限 3月15日

申告の手順

ことしも所得税、県市民税、事業税などの申告の時期になりました。申告をしなければならぬ人が、期限内に申告をしないと、無申告加算税、延滞税などを必要とする場合があります。

適正で公平な課税が行なわれるために正しい申告をされるようご協力ください。

県市民税

★申告の方法

市民税と県民税は一つの用紙により、三月十五日までに市役所へ申告してください。

申告用紙は連絡員を通じて配付する予定です。

★申告を必要としない人

▼四十六年中の所得が市民税の基礎控除額以下の人

▼四十七年一月一日現在で生活扶助（医療扶助のみの単給の場合は該当しません。）を受けている人

▼四十六年分の所得について、税務署に確定申告書を提出した人

▼四十七年一月一日現在、給与・俸給、給料、賃金、年金、恩給および賞与などこれらの性質を有するものを受けているもので、

中に給与以外の所得のない人。

ただし、給与の支払者から市役所に給与の支払報告のないものは

申告の必要があります。

▼四十七年一月二日以後に南園市民となった人。

所得税

四十六年分の確定申告と納付は

▼二力所以上から給与を受けている人。

▼給与所得のほかに、たとえば家賃、原稿料などの所得が十万円をこえる人。

▼（サラリーマンの人）給与の収入金額が五百万円をこえる人。

▼（一般の人）所得金額が、所得控除一覧表の各控除額の合計金額より多い人。

▼（二以上の所得がある人）給与の収入金額が五百万円をこえる人。

▼（一般の人）所得金額が、所得控除一覧表の各控除額の合計金額より多い人。

二月十六日から三月十五日まで高知税務署で受けつけします。

申告をしなければならぬと思われぬ人には、あらかじめ税務署から通知があります。しかし通知のない人であっても、次にあげる人は確定申告の必要がありますから申告してください。

所得控除一覧表

控除の種類	所得税	県市民税
①基礎控除	195,000円	150,000円
②配偶者控除	195,000	140,000
③扶養控除	135,000	110,000
ただし配偶者のない人の1人目については	145,000	120,000
④生命保険料控除（最高限度）	57,500	27,500
⑤医療費控除（最高限度）	1,000,000	1,000,000
⑥社会保険料控除	支払った額	支払った額
⑦損害保険料控除		
短期のもの（最高限度）	2,000	なし
長期または長期・短期両方のもの（最高限度）	10,000	なし
⑧障害者控除	115,000	100,000
特別障害者は	155,000	120,000
⑨老年者、寡婦、勤労学生控除	115,000	100,000

市民税、県民税は税制調査会の答申による額であり、確定したものではありません。

事業税

四十六年中に個人で事業を営み個人事業税の申告をしなければならぬ人は、三月十五日までに、後免県税事務所へ申告書を提出してください。

★申告の対象となる人

▼四十六年分の所得税の確定申告書を提出しなかった人。

▼四十六年中の所得が、次の控除の合計額を超える人。

▼事業主控除三十六万円（六十万円）事業専従者控除、白色申告の人十五万円（十六万五千円）青色申告の人、支給した額の金額。

（一）内の金額は税制調査会の答申による額で確定ではありません。

る人で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と給与、退職所得以外の所得金額の合計額が十万円をこえる人。

▼同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子や店舗、工場などの賃貸料、機械器具の使用料などの支払いを受けている人。

▼家事使用人などで、給与の支払いを受けるときに所得税を源泉徴収されないこととなっている人。

▼災害を受けた人で、給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人。